

# 重 要

平成20年10月1日

会員各位

JU静岡オートオークション  
流通委員会

## 会員規定 一部変更・追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年10月7日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、右記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

## ＪＵ静岡会員規約変更事項

### 第８章 クレーム規約 第５条 クレーム受付期間 (8-1) {変更}

- ・ネット取引及び遠方地域の落札に於いて、クレーム委員会が認めた場合は「一般車」のみクレーム受付期間の延長が出来る。延長期間は２日間とする。(開催日翌週の月曜日 17:00 まで)

### 第８章 クレーム規約 第７条 クレーム免責及び申立却下事項 (8-2) {追加}

- ・並行輸入車及び正規輸入車(初年度登録５年・走行５万km以上)は原則ノークレームとする。  
(但し、盗難・冠水・接合車等は流通委員会、クレーム委員会の裁定による。)
- ・評価点が２点以下の車輛は原則ノークレームとする。  
(但し、盗難・冠水・接合車等は流通委員会、クレーム委員会の裁定による。)
- ・落札価格１０万円未満は原則ノークレームとする。  
(但し、盗難・冠水・接合車等は流通委員会、クレーム委員会の裁定による。)
- ・エンジンのチェックランプ等の警告灯の点灯に於いて、各センサー類に原因がある場合はクレーム免責とする。

### 第８章 クレーム規約表 (8-6、8-8) {変更}

- ・日本オートオークション協議会(NAK)の評価点基準に準拠し、車両検査の項目において災害車の項目にある「雹害車」は、特別瑕疵車輛(災害車)として扱わない為、クレーム検査項目の「雹害車」の含む項目を削除する。

### 第８章 クレーム項目表「外車」 (8-10) {変更}

- ・正規輸入車(初年度登録５年・走行５万km未満)で落札金額２０万円以上の車両がクレームに該当する場合、ＪＵ静岡流通委員会及びクレーム委員会の裁定により決定する。

### 第８章 クレーム規約 第８条 クレームにおける細則 (8-4) {追加}

- ・クレームにおいて出品店・落札店双方の意見が食い違い、クレームの期間が３０日を過ぎた時は、流通委員会及びクレーム委員会の裁定により強制的に「ペナルティーなしキャンセル処理」を行うものとする。その場合双方に発生した費用は各々が負担し、請求できないものとする。

### 第９章 車両検査 走行距離の扱い (9-2) {追加}

- ・メーター交換車の場合、保証書の記載が不十分の時は、記録簿等の客観的に確認できる書面も必要とする。

### 第９章 車両検査 災害車等の扱い (9-3) {変更}

- ・「雹害車」を災害車の項目から除外する。但し「雹害車」の目安は現行と同じとする。